

令和8年度 川口市子どもの予防接種

令和8年4月1日作成
川口市保健所 健康増進課

川口市では、予防接種法に基づき、感染予防、発病防止、症状の軽減、病気のまん延防止などを目的として、定期予防接種を実施しています。

定期予防接種・・・市の委託した医療機関で通年、個別接種を行っています。母子健康手帳は必ず持参してください。

予防接種名	対象疾病	回数	ワクチンの種類	受けるのに適した年齢（標準年齢）及び接種方法	受けることが可能な年齢（対象年齢）
小児の肺炎球菌感染症	肺炎球菌による肺炎、髄膜炎、中耳炎等	4回 ※1	不活化	初回	生後2か月～7か月未満に接種を開始した場合：27日以上の間隔において3回
				追加	初回接種終了後、60日以上の間隔において生後12か月以降に1回（生後12か月～15か月）
B型肝炎	B型肝炎ウイルスによる肝炎、肝硬変、肝がん	3回	不活化	1、2回目	生後2か月から27日以上の間隔において2回
				3回目	7～8か月（1回目から139日以上の間隔において）1回
ロタウイルス感染症	ロタウイルスによる胃腸炎	2回	生（経口）	（ロタリックス：1価） 生後2か月～24週0日後までの間に、27日以上の間隔において2回 ※初回接種は出生14週6日後まで	出生6週0日後～24週0日後
		3回		（ロタテック：5価） 生後2か月～32週0日後までの間に、27日以上の間隔において3回 ※初回接種は出生14週6日後まで	出生6週0日後～32週0日後
五種混合（DPT-IPV-Hib）	ジフテリア 破傷風 百日せき ポリオ Hib感染症	4回	不活化	初回	生後2か月～7か月未満に接種を開始した場合：20～56日の間隔において3回
				追加	初回接種終了後、6か月～18か月の間隔において1回
BCG	結核	1回	生	生後5か月～8か月未満の間に1回	1歳未満
麻しん 風しん混合（MR）※2	麻しん（はしか） 風しん（三日ばしか）	2回	生	第1期	1歳～2歳未満の間に1回
				第2期	令和8年4月1日から令和9年3月31日の間に1回（令和2年4月2日～令和3年4月1日生まれのかた） 麻しん又は風しんのいずれか一方にかかったことが確実な場合は、希望により麻しん又は風しんの単独ワクチンも受けられます。
水痘	水痘（水ぼうそう）	2回	生	1回目	1歳～1歳3か月未満の間に1回
				2回目	1回目接種から6～12か月の間隔において1回
日本脳炎 ※3	日本脳炎	4回	不活化	第1期初回	3歳の間に6～28日の間隔において2回
				第1期追加	4歳の間で、初回接種終了後おおむね1年後に1回
				第2期	9歳の間に1回
二種混合	ジフテリア 破傷風	1回	不活化	第2期	11歳の間に1回
ヒトパピローマウイルス感染症（HPV）	子宮頸がん等	2回 ※1	不活化	（シルガード9:9価）中学1年生の間に2回 ※1	小学校6年生～高校1年生相当の女子

※1:接種回数は、開始日齢によって変わります。詳しくは裏面をご覧ください。

※2:平成30年4月2日～平成31年4月1日生まれのかたと令和4年4月2日～令和5年4月1日生まれのかたは、令和9年3月31日までMRワクチンを定期予防接種として受けることができます。

※3:平成7年4月2日～平成19年4月1日生まれのかたは、20歳未満の間、日本脳炎を定期予防接種として受けることができます。

予防接種名	対象疾病	回数	ワクチンの種類	受けるのに適した年齢（標準年齢）及び接種方法	受けることが可能な年齢（対象年齢）
Hib（ヒブ）感染症	Hibによる髄膜炎、急性喉頭がい炎等	4回	不活化	初回	生後2か月～7か月未満に接種を開始した場合：27～56日の間隔において3回
				追加	初回接種終了後、7か月～13か月の間隔において1回
四種混合（DPT-IPV）	ジフテリア 破傷風 百日せき ポリオ	4回	不活化	第1期初回	生後2か月～12か月未満の間に20日～56日の間隔において3回
				第1期追加	初回接種終了後、12か月～18か月の間隔において1回

◎他の予防接種との間隔

注射生ワクチン	BCG、麻しん風しん混合、麻しん単独、風しん単独、水痘、おたふくかぜ	27日以上あける	他の注射生ワクチン
---------	------------------------------------	----------	-----------

注射生ワクチン以外のワクチンにおける、当該予防接種から他の予防接種までの間隔に制限はありません。

日本脳炎、五種混合など、同じ種類のワクチンを複数回接種するものについては、それぞれの接種間隔を守るようにしてください。

◇予防接種の受け方

それぞれの予防接種の対象となるかたに、下記表のとおり個人通知を送付いたします。転入されたかたの場合、既に対象年齢を迎えている予防接種の通知はありませんので、市内の委託医療機関にある予約票をお使いいただくか、健康増進課にご連絡ください。

送られてきた通知をよく読み、体調の良い時に受けてください。

持ち物・・・母子健康手帳、マイナンバーカード等の本人確認書類、予約票

（個人通知に入っています。市内委託医療機関にも置いてあります。）

接種会場・・・市内の委託医療機関で実施しています。個人通知に一覧がありますので、予約をしてから受けてください。

予防接種	個人通知発送時期
小児の肺炎球菌感染症・B型肝炎・ロタウイルス感染症・五種混合	生後2か月を迎える前の月末
BCG	生後3か月を迎える前の月末（3・4か月児健診の通知に同封）
麻しん風しん混合第1期・水痘	満1歳を迎える前の月末
麻しん風しん混合第2期	小学校就学の前年の3月末
二種混合	満11歳を迎える前の月末
日本脳炎第1期	満3歳を迎える前の月末
日本脳炎第2期	満9歳を迎える前の月末
ヒトパピローマウイルス感染症	小学6年生の4月末

対象者で予約票のない場合は、市内の委託医療機関にある予約票をお使いください。

平成7年4月2日～平成19年4月1日生まれのかた・・・20歳未満の間、日本脳炎を定期予防接種として受けることができます。

◇長期療養により定期予防接種が受けられなかったかたへ

定期予防接種の対象年齢期間中に長期に療養を必要とする疾病などにより、予防接種を受けることができなかったかたは、快復後2年が経過するまでの間、対象年齢を超えていても定期接種として受けることができます（ただし、2年が経過していてもHib感染症は満10歳未満、小児の肺炎球菌感染症は満6歳未満、四種・五種混合は満15歳未満、BCGは満4歳未満まで）。なお、ロタウイルス感染症はこの制度の対象外です。この制度の対象になると思われるかたは、必ず接種を受ける前に健康増進課にご相談ください。

◇川口市外（埼玉県内）で予防接種を受けたい場合

予防接種は、住民票のある市区町村で受けることが原則です。埼玉県内のかかりつけ医療機関で接種を希望する場合は、「予防接種相互乗り入れ制度」に加入している医療機関で、川口市の予約票を使用して定期予防接種を受けることができます。該当する医療機関については、健康増進課までお問合せいただくか、埼玉県医師会ホームページでご確認ください。

◇里帰り出産時の予防接種費用の助成

予防接種は、住民票のある市区町村で受けることが原則です。ただし、出産または療養に伴う里帰り等の特別な理由により埼玉県外で予防接種を希望される場合は、一部接種費用の助成を行います。接種の際には健康増進課が発行した「予防接種依頼書」が必要になりますので、依頼書の依頼先（病院長あるいは市区町村長）を里帰り先の自治体に確認の上、事前に健康増進課にご連絡ください。

◇骨髄移植等により免疫を消失したかたへの予防接種費用の助成

骨髄移植等の造血幹細胞移植により、移植前に接種した定期予防接種の予防効果が、低下又は消失し、医師の判断のもと、任意で該当の予防接種を受けた場合、接種費用の一部を助成します。市民で、再接種を受ける日において、20歳未満のかたが対象となります。詳しくは、市ホームページをご確認ください。